

## 第8回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成22年3月23日(火) 午後1時00分～

2 場 所：千葉市総合保健医療センター5F 大会議室

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎委員、鶴澤富士夫委員、小賀野晶一委員、小川善之委員、木村琢磨委員、  
國松憲子委員、玉野千恵子委員、中曽根玲子委員、松本光司委員

(2) 事務局

今井総務局長、志村総務部長、大木総務課長、深山市政情報室長、安部総務課主査、  
永野総務課主任主事

4 議 事：

(1) 報告事項

ア 千葉市情報公開条例の一部改正について

イ 平成20年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

ウ 日本弁護士連合会からの要望について

※多数の人物・家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システムに関する  
意見書

(2) その他

5 会議経過：

(志村総務部長) それでは定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、総務部長の志村と申します。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議は、まだどなたもいらっしゃってございませんが、一応公開の会議ということでございますので、よろしくお願いいたします。

さて、前回の審議会は昨年2月13日に開催させていただきました、ちょうど1年ぶりの開催となります。これまでの間に御就任いただきました委員を御紹介させていただきますと思います。小川善之委員でございます。

(小川委員) 小川です。よろしくお願いいたします。

(志村総務部長) 玉野千恵子委員です。

(玉野委員) 玉野でございます。

(志村総務部長) よろしく申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、総務局長よりごあいさつがございます。

(今井総務局長) 皆さん、こんにちは。総務局長の今井でございます。どうぞよろしく

お願い申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、千葉市情報公開・個人情報保護審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより千葉市政に対しまして様々にお世話いただいておりますことに関しまして、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

本市は、市長以下職員一丸となり、情報公開のさらなる推進に取り組んでいるところでございます。特に、個人情報の保護につきましては、市民の皆さんの意識がますます高まってきておりますことから、情報の漏えいの防止に当たりましては個人情報の適切な取扱いのさらなる推進に努めてまいります。

この審議会におきましては、毎回、委員の皆様方の専門的な見地から御審議をいただいております。心より厚く御礼を申し上げます。

本日も御指導賜りますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(志村総務部長) 続きます。本日の会議資料につきまして、事務局の方から説明をさせていただきます。

(事務局 深山市政情報室長) 配布資料について御説明申し上げます。

お手元の本日の会議次第の裏に席次表がございます。それから、委員の皆様の一覧と、今回報告案件が3件ございまして、まず第25条の会議の公開という情報公開条例の一部改正の資料でございます。その後に条例の改正内容を記した資料1がございます。そして、次の報告案件でございます、20年度の運用状況の報告が資料2で綴じてございます。そして最後に、日本弁護士連合会からいただきました、いわゆるグーグルのストリートビューに関する要望書というものがついてございます。最後に、参考といたしましてグーグルのストリートビューそのものがどういうものかという御説明をする資料でございます。

以上の資料でございます。

(志村総務部長) それでは、これからの議事は稲垣会長様、よろしく願いいたします。

(稲垣会長) それでは、ただいまから第8回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお、斉藤委員には本日欠席するという御連絡を受けております。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内していると思っておりますが、公開の会議として開催いたしております。

## 議事(1) 報告事項

### ア 千葉市情報公開条例の一部改正について

(稲垣会長) では、お手元の会議次第に従いまして、議事に入りたいと思います。

議事(1) 報告事項 ア 千葉市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局 安部主査) それでは御説明申し上げます。恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

使用いたします資料は、第25条とあるもの、及び資料1でございます。

第25条とあるものをごらんいただければと思います。

まず、この第25条と申しますのは、千葉市情報公開条例の第25条でございます。

この情報公開条例の25条には、会議の公開という条項がございます。読み上げさせていただきますと、第25条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとするとうございます。

この趣旨でございますが、四角の下のところでございます。1番のところでございます。

市政運営の透明性を高めるためには、各種の審議会、審査会等の附属機関及びこれに類するものの会議自体が公開で開催されることが必要である。本条はこのような趣旨から附属機関及びこれに類するものは原則としてその会議を公開するものとしたものである、ということでございまして、例えば、こちらの情報公開・個人情報保護審議会、こちらもこの附属機関になります。こういったものを、本日も公開で開催しておりますが、市民の皆さんに見ていただくことによって、情報公開を進めていこうということがこの第25条の趣旨でございます。

ところで、この附属機関というものでございますが、それは何かということがその下の2番(1)のところでございます。附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例を設置根拠として調停、審査、諮問又は調査のために実施機関に設置されたものであるとうございます。附属機関と言いますのは、法律又は条例を設置根拠としたものとうございます。

ここで、次に資料1をごらんいただきたいと思ひます。

ただいま御説明させていただきましたように、1番のところでございますが、附属機関とは審議会、審査会その他の諮問、審査、調査等のための機関で、法律又は条例の定めにより設置されるものでございますが、千葉市におきましてはこれまで法律又は条例の定めではなく、規則ですとか要綱といったものを根拠として設置された「附属機関に類するもの」という機関がございました。これが60ほどございました。ところが、こういったものというのはやはりおかしいであろうとうことで矢印の下でございますが、「附属機関に類するもの」、これを見直す、具体的にはこれを廃止するとうことが先週、19日まで行われておりました千葉市議会におきましても御審議いただいたものでございますが、「附属機関に類するもの」を廃止しまして、必要なものは附属機関化すると、きちっと条例を定めて附属機関化するとうことを行いました。このため、「附属機関に類するもの」というものが4月から千葉市においては存在しないこととなります。情報公開条例第25条の中で、「附属機関及びこれに類するものを公開する」というふうにあったわけですが、「及びこれに類するもの」というものがなくなりますので、この文言を削除するとう改正でございます。

具体的には、真ん中より下のところ、改正前と改正後の対照表がござひます。左側、改正前の表では「第25条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものはその会議を公開するものとする」とございましたが、改正後、この4月1日からは、「及びこれに類するもの」、これが削除された形となるとうことでござひます。

先ほど申し上げましたように、これは先週金曜日、3月19日の千葉市議会において可決されたことでございます。

以上、御報告でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。これについて、何か。このとおりでわかりやす

い話でしたけど、御質問があれば。結局、条例に基づくものは全部ですから、「類するもの」は存在しない、これからも存在しないことにするということですからね。現在だけではなしに将来も。

(事務局 深山市政情報室長) 今後とも、附属機関の条例主義を徹底していくという形になりますので、附属機関に相当するものは条例で設置するということになります。

(稲垣会長) 必要があれば条例で設置するというそういうことになる。ですから、この条文はいらなくなったという、そういうことです。それはよろしいですね。別に疑問とか、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

それでは、次にいきましょうか。

## 議事(1) 報告事項

### イ 平成20年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 次に、報告事項のイ 平成20年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告についてを議題といたします。

事務局から御説明をお願いします。

(事務局 安部主査) それでは、引き続きまして、恐縮ですが座って御説明させていただきます。

用います資料は、資料2でございます。

資料2 平成20年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告というものでございます。これは市長名で公告した、公に告げる公告したものでございます。

大きな構成といたしまして、1番情報公開、2番個人情報保護、3番最後にこちらの審議会の状況ということをお説明させていただきます。

それでは、1ページでございます。

まずは、情報公開条例の施行の状況でございます。開示請求の件数及びその処理状況でございます。1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。2ページの表の一番最後のところ、6行目のところでございますが、平成20年度におきましては合計393件の情報開示の請求がございました。この件数というのは、このところ大体400件ということございまして、特に多いとか特に少ないということではございませんで、大体平年通りということでございます。

393件あったわけですが、こういったものが開示請求の対象として多いかということでございますが、これは書いてございませんけれども、一番多いのは地図業者さんによる開示請求でして、地図業者さんがこういったものを開示請求されるかと言いますと、住居表示台帳ですとか、建築計画概要書というものがございまして、このところこういったものができたとかそういったものを地図業者さんが調べて行ってそれを地図にしたりすると、そういうことが開示請求の件数として最も多く44件となっております。

そして次に多いものが、役所でいろいろなものを仕入れたりするときに入札を行います。その入札の結果ですとか、入札の結果結ばれた市と業者さんとの間の契約書、こういったものを開示請求するという方が多うございます。これ、35件ございまして、こういったものを開示請求する方というのは、同業の他社の業者さんですとか、また税金の使い方に

御関心をお持ちの市民の皆様方ということでございます。こういったものが多うございまして、全部で393件というふうになっております。

この開示しました内容につきまして納得がいかないという方がいらっしゃる場合には、(2)番目のところでございます。不服申立てということになります。開示を受けた内容に不服がある場合、これは不服申立てをすることができます。

アでございますが、不服申立ての件数、合計で5件ということとなります。この5件の処理状況ということで、イでございますが、イの(ア)というのが決定というのが2件ございます。どういった決定をいたしたかと申しますと、これは不服ということで開示したものの中に不開示、開示しなかった部分がございます。その開示しなかった部分につきまして、審査した結果、一部開示すべきであるという決定をいただいたもの、これが2件でございます。そして残り3件につきましては、情報公開審査会というものがございまして、こちらの審査会は弁護士の先生方、それから大学の先生方に委員となっていていただいているものですが、こちらの方に諮問中というものが3件でございます。

なお、この報告書は20年度の報告書ですので、21年3月31日現在におきましては、3件が諮問中ということでございましたが、これは今から1年前のことでございます。このあと、21年度におきまして、2件につきましては既に決定ということとなっております。これは原処分妥当、市が不開示とした決定は妥当であるという結果を頂戴しております。また、1件につきましては、異議申立人が不服申立てを取り下げておりますので、こちらの方はここに掲げてあるものはすべて一応処理済みということと現在ではなっております。

それでは、その情報公開審査会の運営状況というのが(3)にございますが、これはごらんいただくということにさせていただきます。続きまして、(4)でございます。

千葉市附属機関等の会議の公開に関する状況でございます。先ほど、報告事項の1で、この22年4月1日以降は、附属機関に類するものというものが無いということとなりますが、まだ3月いっぱいまでは附属機関に類するものを含め、附属機関等ということでございまして、今回の御報告は20年度のことですので、これが入った状況でございます。

まず、アでございますが、情報公開条例第25条の規定の対象となる附属機関等の数、原則公開すべきものの数は185機関でございます。実際に会議を開催したときに、全部又は一部を公開したものの、これが176回ございます。それから、非公開とする附属機関等の数でございます。恐れ入ります、次、3ページをごらんいただきたいと思います。

原則非公開とする附属機関等の数、これが56でございます。なぜ非公開かということでございますが、これは例えば、介護認定審査会というものが該当します。要するに個人情報を取り扱う会議ですので、これを公開で行うということとはできないということで原則非公開、これが56でございます。次に、エでございますが、本来公開が原則ですけれども、全部を非公開で開催した会議というものが18回ございました。これは例えば、建築審査会とか青少年問題協議会といったものがございまして、不服申立ての審査を行ったり、個人情報に係るようなものを扱うことがあったということで、案件によって非公開とさせていただいたものが18あるということでございます。

次、(5)と(6)につきましては、ごらんいただけたらと思います。

それでは、3ページの中ほど、大きな2番でございます。ここからは個人情報保護条例

の施行の状況でございます。

まず、(1)といたしまして、個人情報取扱事務の届出状況でございます。これは何かと申しますと、市役所において事務を行うに当たりまして、新たに氏名ですとか住所ですとか、こういった個人情報を収集する必要がある場合には、こういった個人情報の項目を収集するかということのを所管課が精査します。そして精査しまして、収集することと決めた項目、これを私ども市政情報室に届け出てもらうこととなっております。この届出の数でございます。

1枚おめくりいただきますと、4ページでございます。4ページの表の一番下のところでございますが、1,771件の届け出がございます。

続きまして、(2)でございます。個人情報の開示請求の件数及びその処理状況でございます。

平成20年度における個人情報の開示請求の件数及びその処理状況は、この表の下にございますように、合計47件の開示請求がございました。個人情報の開示請求は47件です。では、こちらに記載はないのですが、こういった内容の請求が多かったかということでございますが、これは住民票の交付申請書、これの開示請求を求めるという方が一番多く、18件でございます。これは、なぜそういったものを開示請求するかということなのですけれども、住民票の交付申請書というのが、通常であれば御本人が役所に来て手続をするものなのですけれども、御本人が、第三者が自分の住民票をとったのではないかというふうにお考えになって、そしてそういったことがないかどうかを調べに来るということでこういったものを開示請求されるということが多うございます。

それでは次、(3)でございます。訂正請求でございますが、これは平成20年度におきまして2件の訂正請求がなされました。これはすべて教育委員会案件でございます。

続きまして、5番不服申立てでございます。アのところでございますが、継続・新規合わせまして5件の不服申立てがございました。これはやはりすべてが教育委員会案件でございます。

それでは、次でございます。5ページでございます。

5件の不服申立てがあったわけですが、そのうち1件につきましては決定がなされております。これはこういった案件かと申しますと、教育委員会です。ある千葉市立の中学校におきまして、教員が自殺するという事案が平成18年にごございました。その事案につきまして、その教員が在籍した学校の教職員等52人に対して行いましたヒアリング等の記録というものがございます。異議申立人は亡くなった教員の奥様でございますので、異議申立人の損害賠償権の請求権の存否の基礎となる情報が中に含まれているということで、一部開示するという決定が行われております。

そういったことを御審議いただきましたのが個人情報保護審査会でございますが、そちらの開催状況報告がございまして、次に(7)へまいります。

簡易な手続による開示の実施状況ということでございます。簡易な手続ということはどういうことかと申しますと、通常、開示請求といえますのは、書面での請求を受けて行うものでございますが、例外的に口頭による請求を認め、即時開示を行っているものでございます。では、こういったものがそういうものかと申しますと、表の中の1行目でございますように、市役所の職員の採用選考の結果ですとか、市立高校の入試の結果ですとか、こ

ういったものでございます。この入試の結果を御本人に開示する、この場合には口頭による請求を認め、即時にお見せしているということでございます。

それではおめくりいただきまして、最後、6ページでございます。

6ページの中ほど、千葉市情報公開・個人情報保護審議会、こちらの審議会の運営状況の報告というのがございます。平成20年度におきましては、(1)のところでございます、アでございますが、2回の会議を開催させていただきました。内容といいますのは、諮問事項の審議ですとか、平成19年度の運用状況の報告というものをさせていただいたわけでございます。

次に、(2)でございます。諮問の内容でございますが、大きく分けて2件でございました。一つが裁判員制度が始まる時のお話でございます。裁判員候補者予定者名簿というものを裁判所に出してよろしいかと、また検察審査員候補者予定者名簿というものを検察審査会に出してよろしいかと、これを磁気媒体で出してよろしいかということをお審議いただいたわけでございます。

もう一つは、千葉市が管理している医療施設、薬局等に関する個人情報を千葉県が整備した医療情報提供システムに載せて、千葉県、船橋市、柏市と電子計算機の結合を行い、提供することを行ってよろしいかということでございました。これは千葉県内において複数の薬局等に、本来ですと薬剤師等は登録をしないののですが、千葉県と千葉市と船橋市と柏市とでそれぞれで別々に情報を管理しておりますために、薬剤師等が複数登録しているということがわかりませんでしたもので、そういったことを避けるためにこういったものを導入したということでございます。

この2件の諮問につきましては、当審議会でお答えをいただいておりますが、公益上の必要があり、かつ個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められるという旨の答申をいただいております。

大変長時間でしたが、以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。20年度の報告なので、ちょっと間があいて去年ではなく、おとしのものですからぴんとこないかもしれませんが、何か御質問があれば。何でもいいです。御質問は特にないですか。

(「なし」の声あり)

(稲垣会長) 結局、20年度のものが今ごろ、丸2年後になるから、本当は半年ぐらい、21年度中に本当はできればいいですよ。そんなにかかるのですか、データ取りまとめは。

(事務局 深山市政情報室長) データ的には20年度ですので、21年の3月31日で閉めてしましまして、それから数値ですとか、再度チェックをいたしまして、大体決算ごろにはあらかたのデータがそろってくる状況でございます。9月議会には決算報告を出しておりますので、そのころを目途にデータをつくるわけでございます。ただ、諮問案件がありますと、諮問案件と同時に報告という形でございますので、諮問案件の有無を精査いたしておまして、諮問案件になりそうな案件がございましたので、それを見極めておりましたところ、この時期までずれ込んでしまったというところがございます。

(稲垣会長) 公告するわけですよ。ですから、市民から見ると何か間があき過ぎてるなという印象を受けると思うのです。できれば9月決算にはタイミングを合わせるわけに

はいきませんか。

(事務局 深山市政情報室長) そうですね、もう少し早目に事務を進めさせるようにいたします。

(稲垣会長) 今、お聞きしても2年前のことかという、ぴんとこないという感じでしたので。ほかに何か内容的にどなたか、よろしいですか。

次に進みます。

## 議事(1) 報告事項

### ウ 日本弁護士連合会からの要望について

(稲垣会長) その次の報告事項の日本弁護士連合会からの要望についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

(事務局 安部主査) それでは、御説明申し上げます。

まず、用いますものは資料3とあともう一つ、参考とあるものでございます。先に参考という方をごらんいただければと思います。写真の入っているものでございます。

最初に、グーグルマップとございますけれども、これは何かと申しますとインターネット上に出ている地図検索システム、地図を検索するシステムというものがインターネット上で提供されております。この地図検索システムというもののの中に、ストリートビュー機能というものがございます。「ストリート・ビュー」ですので、「通りを撮影したもの」でございます。まさに、こちらの写真がそうでございます。これは通りを撮影したものですので、当然、通行人、人間も映っているわけです。

ただ、これをごらんいただいておりますように顔にはぼかしが入った状態、こういった状態でインターネットに出ている、そういったシステムというものがございます。これはグーグル社というところが提供しているものなわけですが、これにつきましては1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。グーグル社としましても、当然これをホームページに載せるときに顔をぼかしを入れたりとかするということはしているわけです。しかし、もしも公開に適さない画像があった場合には、グーグル社自ら講じている措置としまして、そういったものを報告してください、そういったものを報告していただけたならば、そういったものについては削除したりとかするとそういった対応をとりますというようなことを行っております。こういった地図の検索システムというものがインターネットで提供されておるわけでございます。

このシステムにつきまして、日弁連の方から御意見というものをいただいております。ここで、資料3をごらんいただければと思います。

今年の2月3日に日弁連の方から、千葉県個人情報保護審査会委員長あてに提出されたものでございます。これは、実は千葉市のみではなく、すべての自治体に対しまして提出されております。ここには「個人情報保護審査会」と書いてございますが、これは本市におきましては、当審議会相当のものでございます。そこで、当審議会におきまして御報告させていただくものでございます。

日弁連からの要望書というものは多数の人物、顔等を映し出すインターネット上の地図検索システムに関する意見書でございまして、先ほどごらんいただいたグーグルストリー



トビューというのが該当します。

当連合会は、別紙のとおり多数の人物、顔等を映し出すインターネット上の地図検索システムに関する意見書を取りまとめましたので提出します。つきましては、同意見書の趣旨の実現を要望しますというふうにございます。要望の内容でございます。1枚おめくりいただきまして、裏面でございます。1ページというところでございます。第1、意見の趣旨でございます。多数の人物、家屋等を映し出すインターネット上の地図検索システムについて同意なく撮影した網羅的、大量の人物を公表する行為は、対象となる多数の市民の肖像権、プライバシー権の制約の程度を上回る撮影、公表の必要性、社会的有用性が認められない場合には違法であると日弁連は指摘しているわけでございます。今の、違法であるのところから2行下りまして、「既に」、というところでございます。既に公開されている地域においては、当該自治体の、読みかえますと、こちらですと情報公開・個人情報保護審議会において下記の(2)と同様の事後調査がなされるべきであり、その判断は尊重されるべきであるにございます。

次、2番でございます。個人情報保護法、個人情報保護条例において以下の改正がなされるべきであり、その改正までの間も以下の運用改善がなされるべきであると述べております。

(1)でございます。プライバシー保護の状況を調査・監督し、プライバシー侵害の恐れのある行為については、当該行為者に対して是正勧告ができる行政機関から独立性をもった第三者機関を設置すること。個人情報保護法を改めて、行政機関から独立した第三者機関を設置して、その機関にプライバシー侵害については是正勧告をさせる、そのような制度をつくるべきであるというふうにございます。(1)で述べております。

次、(2)でございます。地図検索システムと連動させ、公表することを前提として、公道などの公共の場所において、一定数以上の多数の人物の肖像や家屋等を網羅的に撮影しようとする者は、事前に第三者機関の意見を求めることとし、このような申請を受けた第三者機関はプライバシー影響評価手続を実施し、肖像権、プライバシー権の制約の程度よりも撮影、公表行為の必要性、社会的有用性の方が大きいかどうかについて事前に調査することにございます。第三者機関がプライバシー影響評価というものを行うべきであると述べておるところでございます。

しかしながら、こういった第三者機関はすぐにはなかなかできませんので、(3)でございます。第三者機関が設置されるまでの間、国が設置する消費者委員会や地方自治体が設置する、本市ですと情報公開・個人情報保護審議会において、本件について対処することという要望が出ております。本件について対処することというのは、すなわちプライバシー影響評価を当審議会において行ってほしいということをございます。このプライバシー影響評価と申しますのは、日本において行っているところはございません。諸外国におきましては、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、香港において行っているということでございますが、日本においてこのプライバシー影響評価というものを行っているところはございませんし、また現在のところ、この要望書というものはすべての自治体に送られておりますが、こういったことを実施するという自治体はございません。

こういった問題は、1自治体のみで解決できるものかどうかという、もっと大きな課題であると思っております。国の方でも、総務省において研究会を設けまして、本件につまみし

ては研究されておるところでございますので、千葉市におきましても本件につきましては情報の収集に努めまして、必要があれば対応を検討していくということとしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。日弁連からこういう要望が出ているということで、皆さんもグーグルの地図検索を利用される方も多いと思いますけど、まずこの要望に対して審議会はどう対応をするかということになると、事務局から説明がありましたように、今のところ情報収集に努めて、いざとなったらできるように準備を進めていくという答え、協力していく、その程度で今のところは千葉市としては対応していきたいというお話なんですけども。その方向自体はどうなのでしょう。

どなたか、御意見。

(木村委員) これはさすがに自治体レベルの話じゃないなという感じはしますよね。そもそもこの審議会にかけるときことなのですか、これは。この審議会というのは、基本的には行政機関、市が持っている個人情報の管理・運営の仕方なんですけど、条例の読み方としては個人情報一般について審議・検討するというそういう理解でよろしいわけですね。

(事務局 安部主査) はい、そうです。ですので、もし積極的に取り組むとすれば、例えば条例を改正してこういったことに取り組んでいこうという選択肢もないではないので、一応こちらに御報告はさせていただきましたが、実際にこれにつきましては総務省でもこれは顔にぼかしが入っていれば、個人情報には該当しないというふうに考えられておりますので、実際になかなか対応するというのは可能性としてはかなり低いのだろうなど。一応、日弁連からこういったものが送られてまいりましたので、これは千葉市におきましてどこの組織が一番近いかというときにこちらということになりますので、御報告させていただいたまです。

(稲垣会長) 本来の権限かどうかは別として、ここしか受け取るところがないからここで受け取って、おいおい勉強していこうかという程度のことですよね。

(木村委員) 中途半端な言い方をしましたけど、この審議会の設置条例の2条にいう個人情報というのは個人情報一般だというそういう理解でよろしいわけですね。市が持っている個人情報のみならず、すべての個人情報、市民の個人情報全般をこの設置条例2条1号の個人情報は意味しているとそういう理解ですね。

(事務局 安部主査) おっしゃるとおりです。2条1号でございます。

(木村委員) それで、一応この市の個人情報保護条例という条例があるわけで、その中では事業者に対する事業者の責務という条項も一応入ってはいるのですよね。入ってはいるのだけれども、その個人情報の保護条例の方では、特段事業者に対して規制をするようなそういう仕組みにはなっていないわけですね。規制をしているのは、国の個人情報保護法であって、千葉市の条例の中ではそういう明確な規定はない中で踏み出すというのはなかなか難しいだろうと、結論的には理解できますので、ちょっと余計な言い方をしました。

(稲垣会長) おっしゃるとおりでしょうね。国の方で制度化していかないと、千葉市がどうのこうのというレベルではもともとないのですよね。そういうことで、特に事務局の

扱いでよろしいですかね。玉野委員、どうですかね。

(玉野委員) 私は余り使ったことがないので。

(稲垣会長) 確かに、商店とかビルなんかを探すのには、イメージがわかりますよね。ただ、千葉市はそうではないけど、東京なんか住宅街の細い道まで全部出ますよね。あれは、社会性、何のために必要なのかと。個人の家としてはすぐわかってしまいますよね。ビルなんかでしたら、ここの3階なんだとか。航空写真だと平らにしか見えないのですが、わかりいいのはいいです。

仕事ばかりじゃなくて、いろんな点で問題あるかと思えます。でもまあ、利便性でしょうか。もともと、この事前に影響評価と言っても何をつくるかがわからないから難しいですよ。できてきたのを見ると、人の顔が映ってしまうとか、あるいは上から撮るから塀の中も見えちゃってわかるけど、やる前からそういうのを予想するというのは実際難しいでしょうね。じゃあ、よろしいでしょうか。

## (2) その他

(稲垣会長) 次に、事務局から何かほかにございますか。

(事務局 深山市政情報室長) 本日の議事録でございます。議事録の確定方法でございませうけども、後日、事務局の方で議事録案を作成いたしまして、委員の皆様にお送りしたいと思っております。そして、御意見をちょうだいいたしまして、その御意見をもとに修正案を作成いたしまして最終的な確定につきましては、よろしければ会長さんに一任という形をお願いできればと思っておりますが、いかがでございませうか。

(稲垣会長) 議事録の確定方法について御意見があれば、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、最終確定は御一任いただくということでお願いします。では、その次。

(今井総務局長) この審議会委員の皆さんの任期は2年ということになっておりまして、今月末が任期ということで満了になるわけでございます。これまで本市の情報公開また個人情報保護の推進にお力添えをいただきましたことを厚く御礼申し上げますとともに、皆様方から賜りました様々な角度からの御意見などにつきましては、今後の執務に役立たせていただきたいと思っておりますので、誠にありがとうございました。

(稲垣会長) 以上をもちまして、第8回の千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

----- 会議終了 -----